

第4 基金における個人情報等の取扱い

地方公務員災害補償基金では、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））のことで、地方公務員災害補償基金においても、定款第31条及び「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報保護制度を運用し、個人情報の利用目的の明示、利用及び提供の制限などが義務づけられています。

1 文書（情報）の開示制度

地方公務員災害補償基金では、個人情報を厳重に保護する一方、その保有する文書を求めに応じて開示する文書の開示制度を設けています。制度は、大きく2つに分かれており、一つが情報公開、もう一つが保有個人情報の開示となっています。

まず、情報公開は、地方公務員災害補償基金が保有する文書、図面及び電磁的記録（電子情報等）の「法人文書」が開示対象となります。開示請求は、基本的に誰でも行うことができます。

それに対して、保有個人情報の開示は、基金の保有する自己を本人とする個人情報が開示対象となり、主に当該本人から開示請求ができるものです。

いずれも、開示請求に当たっては、本人確認の手続きのほか、所定の手続きが定められています。また、開示・不開示の決定は、原則として開示請求があった日から30日以内に行います。詳細については、基金都支部のホームページ「情報公開の案内」をご覧ください。

2 個人番号（マイナンバー）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の制定により、税・社会保障など多くの分野で個人番号が使われることになり、地方公務員災害補償基金において個人番号を利用できる事務は内閣府・総務省令で定められています。

次の様式を提出する際には、個人番号の記載をお願いします。また、基金都支部に、個人番号を提出する際には、交換便でなく、必ず書留郵便等を提出してください。

(1) 休業補償の請求に関する様式

- ア「休業補償請求書 休業援護金申請書」（都支部様式第2号）
- イ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（一部休業がある場合等用）（様式第7号）
- ウ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（離職者用）（様式第8号）
- エ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（差額）（都支部様式第2号の2）

(2) 障害補償及び遺族補償の請求に関する様式

- ア「障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書」（様式第9号）
- イ「遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書」（様式第14号）

ウ「障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書」(特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係)(様式第10号)

エ「遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書」(特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係)(様式第15号)

(3) その他の様式

ア「療養の現状等に関する報告書」(様式第38号)

【番号法別表1】

| | |
|------------------|--|
| 個人番号を利用することができる者 | 個人番号を利用することができる事務 (→詳細は主務省令(内閣府・総務省令)で規定) |
| 54 地方公務員災害補償基金 | 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの |

【番号法別表1に基づく主務省令(地公災法関係)】(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)

第43条 番号法別表第1の54の項の主務省令で定める事務は次のとおりとする。

一 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による補償(休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。)の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

二 地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務

三 地方公務員災害補償法による年金たる補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務

四 地方公務員災害補償法による年金たる補償の各支払期月(地方公務員災害補償法第40条第3項ただし書の場合においては、当該月)支払に関する事務

3 その他

基金都支部のホームページでは、職場のご担当者様向けに、制度概要、請求書等様式集、よくある質問、補償統計データなどを掲載していますのでご活用ください。

○ ホームページアドレス <http://chikousai-tokyo.jp/>